

認可外保育施設利用料(保育料)に対する補助金及び助成金の申請について



ひとり親家庭等認可外保育施設利用料補助事業

【対象要件】 市内に住所を有し、次の3つの要件すべてに該当する待機児童の保護者(養育者含む)

- ①児童扶養手当の支給要件を満たしている保護者又は、母子及び父子家庭医療費助成事業の受給資格を満たしている保護者
- ②保育の必要性の認定を申請し、その認定(2号又は3号)を受けた子どもの保護者
- ③保育所の利用の申し込みを行ったが、定員に空きがない等の理由により認可外保育施設を利用している子どもの保護者

【補助金額】 公立・認可保育園に通った場合の保育料と認可外保育施設保育料との差額分(児童一人あたり月額26,000円を上限)を補助

【申請場所】 保育課窓口(庁舎東棟2階)

【受付期間】 随時受付

※申請をした日の属する月の翌月から補助対象となります。遡っての申請受付はできないため、お早目に手続きをしてください。

【必要書類】

- ①児童扶養手当受給者証の写し又はうるま市母子及び父子家庭等医療費受給者証の写し
- ②支給認定書(2号又は3号)
- ③ひとり親家庭等認可外保育施設利用料補助事業利用認定申請書
- ④ひとり親家庭等認可外保育施設利用料補助事業利用証明書(認可外保育施設が交付)
- ⑤認可外保育施設の年齢別の利用料月額とその明細がわかる資料(しおり・パンフレット等)
- ⑥印鑑
- ⑦所得課税証明書※平成27年1月1日に市内に住所を有しない場合のみ
- ⑧その他市長が必要と認める資料

【注意事項】 認可保育園に案内された時点で補助の対象外となりますのでご注意ください。

認可外保育施設保育料助成事業

【対象要件】 市内に住所を有し、次の5つの要件すべてに該当する待機児童の保護者

- ①保育の必要性の認定を申請し、その認定(2号又は3号)を受けた子どもの保護者
- ②保育所の利用の申し込みを行ったが、定員に空きがない等の理由により認可外保育施設を利用している子どもの保護者
- ③うるま市支給認定子どもの利用者負担額基準額表により算出した階層が第1～第3-1階層となる児童の保護者
- ④市税および保育料を滞納していない保護者
- ⑤ひとり親家庭等認可外保育施設利用料補助を受給していない保護者

【助成金額】 公立・認可保育園に通った場合の保育料と認可外保育施設保育料との差額分(児童一人あたり月額5,000円を上限)を助成

【申請場所】 保育課窓口(庁舎東棟2階)

【受付期間】 平成28年9月1日～平成28年9月23日

対象保育料(平成28年4月分～平成28年8月分)

平成29年3月1日～平成29年3月24日

対象保育料(平成28年9月分～平成29年3月分)

【必要書類】 支給認定書・保育料領収書(専用)・保育園パンフレット等(保育料月額とその明細がわかる資料)・完納証明書^{*1}・通帳(郵貯以外)・印鑑・所得課税証明書^{*2}

※1 証明発行日が申請受付期間中であること

※2 平成27年1月1日に市内に住所を有しない場合のみ

【注意事項】 認可保育園に案内された時点で補助の対象外となりますのでご注意ください。

ファミリー・サポート・センター病後児預かり開始について

うるま市ファミリーサポートセンターでは病後児預かりを開始しました。預かりには条件等がございますので右記の利用条件をご確認ください。**なお利用には事前申し込みが必要です。**

既にファミリーサポートセンターを利用されている方で病児預かりを希望する方は、再度事前打ち合わせが必要となりますのでご了承ください。

【申込先】

うるま市ファミリーサポートセンター
(健康福祉センターうるみん2階)
☎070-5699-6733

【利用条件】

1. 病後児預かりの事前打ち合わせが済んでいること
 2. 熱が38℃以下であること
 3. 受診済であること
 4. 感染症でなく医者に第三者へ預けてもよいか確認していること
 5. 「病児チェックシート」「投薬依頼書」を持参していること
 6. 預かり中はいつでも連絡が取れる状態であること
- ※内容に関してはセンターへ確認の上ご利用ください

【利用可能日】 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分
※土日、祝祭日を除く

【利用料金】 子ども一人あたり1時間700円